

文京シビックセンター改修基本計画検討委員会設置要綱

27文施第32号平成27年4月28日区長決定

(設置)

第1条 文京シビックセンター改修基本計画を策定するに当たって、文京シビックセンター改修方針で整理した基本的視点の具体化に向けた検討を行うため、文京シビックセンター改修基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、文京シビックセンター改修基本計画を策定するに当たり、文京シビックセンター改修方針で整理した次の基本的視点の具体化に向けた検討を行う。

- (1) 防災拠点としての機能向上
- (2) 省エネ・CO₂排出量の削減による環境負荷の軽減
- (3) ユニバーサルデザインの充実による来庁者等の利便性向上
- (4) 行政需要の変化への対応
- (5) 計画的な改修等で費用の縮減と建物の健全性確保

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、施設管理部長の職にある者とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に定める者とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会の効率的な運営に資するため、委員会の下に検討部会（以下「部会」という。）を置き、専門的事項について調査し、又は研究するものとする。

- 2 部会長は、施設管理部長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会員は、別表第2に定める者とする。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴き、若しくは説明を求め、又は分科会を設置することができる。
- 6 前項の分科会について必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、施設管理部施設管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員とその職名	
委員長	施設管理部長
委員	企画政策部長
	総務部長
	危機管理室長
	区民部長
	アカデミー推進部長
	福祉部長
	男女協働子育て支援部長
	保健衛生部長
	都市計画部長
	土木部長
	資源環境部長
	会計管理者
	教育推進部長
	監査事務局長
	区議会事務局長
	企画政策部企画課長
	企画政策部財政課長
	企画政策部情報政策課長
	総務部総務課長
	総務部職員課長
総務部防災課長	
施設管理部施設管理課長（事務）	
施設管理部施設管理課長（技術）	

別表第2（第5条関係）

部会員とその職名	
部会長	施設管理部長
部会員	企画政策部企画課長
	企画政策部財政課長
	企画政策部情報政策課長
	総務部総務課長
	総務部職員課長
	総務部防災課長
	区民部区民課長
	アカデミー推進部アカデミー推進課長
	福祉部福祉政策課長
	男女協働子育て支援部子育て支援課長
	保健衛生部生活衛生課長
	都市計画部都市計画課長
	土木部管理課長
	資源環境部環境政策課長
	施設管理部施設管理課長（事務）
	施設管理部施設管理課長（技術）
	教育推進部庶務課長